

令和2年11月宇治市議会臨時会

---

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 79 号	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	1
議案第 80 号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例	3
議案第 81 号	宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の給与に関する条例	5

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第6条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第6条 略</p>

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第6条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第6条 略</p>

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
第1条 略 (市長等の給与)	第1条 略 (市長等の給与)
第2条～第4条 略	第2条～第4条 略
第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
3 略	3 略
第6条～第8条 略	第6条～第8条 略

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
第1条 略 (市長等の給与)	第1条 略 (市長等の給与)
第2条～第4条 略	第2条～第4条 略
第5条 略	第5条 略
2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略 第6条～第8条 略	2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略 第6条～第8条 略

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
第1条～第16条の2 略 (期末手当)	第1条～第16条の2 略 (期末手当)
第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。	第17条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。
4・5 略 第17条の2～第27条 略	4・5 略 第17条の2～第27条 略

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
第1条～第7条の2 略 (扶養手当)	第1条～第7条の2 略 (扶養手当)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については <u>10,000円</u> (職員に同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)がない場合には、 <u>10,500円</u> )、扶養親族たる子については1人につき <u>8,500円</u> (職員に配偶者がない場合には、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき <u>6,500円</u> (職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合には、そのうち1人については <u>9,000円</u> )とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については <u>9,000円</u> (職員に同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)がない場合には、 <u>9,500円</u> )、扶養親族たる子については1人につき <u>9,000円</u> (職員に配偶者がない場合には、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき <u>6,500円</u> (職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合には、そのうち1人については <u>8,000円</u> )とする。
4 略	4 略
第9条～第16条の2 略 (期末手当)	第9条～第16条の2 略 (期末手当)
第17条 略	第17条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の1 25</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の1 27.5</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。
4・5 略	4・5 略
第17条の2～第27条 略	第17条の2～第27条 略